



No.5

# mi.ra.i.e

つなごう・未来へ

出版に働くものだからこそ、できること

2015年6月10日発行

編集・発行 出版労連（日本出版労働組合連合会）〒113-0033 東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル 2階

TEL 03-3816-2911

FAX 03-3816-2980

E-mail rouren@syuppan.net

URL <http://www.syuppan.net/>

## あらためて言論の自由を考える



放送メディアへの「圧力」から考える

雑誌メディアが置かれているもう一つの“圧力状況”

山了吉（出版倫理協議会議長）

このところの民放各社への政権からの「要請」という名目の圧力は、すさまじい。「放送法」で、放送電波の許認可権を握る時の権力とはいえ、あからさまだ。NHKの経営人事問題をはじめ、昨年総選挙前の在京キー局への「公平中立、公正」という具体的な指示内容、さらにはTBS、テレ朝などなど放送内容に立ち入った発言は目に余る。故・清水英夫・元BPO（放送倫理・番組向上機構）理事長が著書で、第一次安倍内閣当時総務大臣であった菅義偉氏に対して、「歴代の通信・郵政関係相のなかで、最も放送規制に熱心だった」とまで書いている。その菅氏が今度は第二次安倍内閣の官房長官として、またしても放送各局に対して次々と注文をつけている。

また、新聞、放送各社のトップや著名な評論家と安倍首相の会食会合が頻繁に行われていることも度々報じられている。マスメディ

アと政権の「距離」が近すぎる懸念は大きい。

転じて、出版はどうだろうか？新聞、放送に比べると、報道機関としてその影響力は小さいとはいえ、政治家や権力のスキャンダル情報の矢は、放たれると反響はすさまじい。今から15年以上前になるが、故・橋本、小淵政権当時にも何とか雑誌を黙らせる策をと考えられたのが、雑誌記事での損害賠償の高額化と、いわゆる“メディア規制三法”である。民事訴訟での損害賠償額は、名誉毀損やプライバシー侵害でのケースでは、賠償額が一挙に5倍、10倍と跳ね上がり、その後、7、8年前からは4000万、5000万円の判決さえ出される始末である。民法上のこのような不法行為責任では、“名誉を毀損された”として訴えた側にそれを証明する責任があるとする米国などと違い、日本では訴えられた側（おもにメディア）が証明しなくてはならない。

この違いから損害賠償額は一定程度減じられているはずが、権力の思惑で、訴えられた側、特に雑誌に厳しい判断となった。この傾向は、現在でも変わらず適用されていて、記事作成への委縮効果は予想以上に大きい。先述の“メディア規制三法”のうち、唯一成立した「個人情報保護法」が、今国会で改正される予定がある。しかし、適用除外規定に「出版・雑誌」が含まれないことは改正の対象ではない。あまり知られてはいないが、この法律で、「報道」とは何か、が規定されている。第50条2項には「報道」とは「不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む）」とある。これでは、いわゆるニュース情報以外の疑惑記事やスキャンダル情報は「報道」とはみなされないわけだ。つまり、ほとんどの雑誌記事は「報道」ではない、ということになる。このような定義が、法律の条文にある以上、裁判では雑誌記事は「報道」

とは異なる判断をされかねない。

安倍政権下、言論機関としての役割は狭められ、一段と細っていく懸念は否めない。

「特定秘密保護法」での厳罰化による「内部情報封殺」、「取材制限」、さらには「児童ポルノ法」改正での「単純所持禁止」規定の導入……。児童ポルノの定義の曖昧さゆえの出版物への捜査、押収懸念など、出版界への介入の法的な手がかりは、ますます増えている。

加えて今国会での「通信傍受法」（いわゆる盗聴法）改正で、盗聴対象犯罪に、「児童ポルノ法違反」が入ることとなっている。もし出版物に児童ポルノ法違反の疑いがあれば、捜査当局によって、編集部の通信が傍受されることにもなりかねない。しかも傍受の際必要とされた立会人制度も廃止するという。

雑誌の「言論、表現の自由」を脅かす事態は、もはや猶予がないところに来ている。

本の未来を考える＝出版メディアパルシリーズ 28

## 表現の自由と出版規制

ドキュメント「時の政権と出版メディアの攻防」

発行 出版メディアパル 価格 2,000円＋税 A5判・192ページ

書籍  
紹介



著者の山了吉さんは、小学館で、『週刊ポスト』デスク、『女性セブン』副編集長、『P.and』（妊娠・出産・育児誌）編集長を歴任。本書は、出版メディアの側から15年余「政権と規制」を追ってこられた記録である。

第1章では、表現の自由を規制する法律、その正体をあばく。なぜ雑誌報道は政治に嫌われるのか。表現・出版規制に関わる年表では、社会の動向、様々な規制法がよくわかる。第2章では、メディア規制の軌跡と出版・雑誌の現状を追う。第3章では、著者が委員長を務めた日本雑誌協会・編集倫理委員会の年次レポートが10年分並ぶ。委員会は毎月、加盟40数社の編集総務スタッフがその回のテーマについて議論、一定の了解を共有する。「出版倫理」に関わる主要な問題を網羅。



## 憲法 21 条は生きている

藤田 紀子 (平和憲法委員会)

### 【日本国憲法】

第 21 条① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

### 【自民党改憲草案】(2012 年 4 月 27 日発表)

第 21 条① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。

② 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

③ 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。

あらためて日本国憲法と自民党改憲草案を比較してみた。最大の違いは、後者で第二項が追加されていることだ。『自民党改憲草案 Q&A 増補版』(2013 年 10 月)を確認してみると、Q15 に「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に変えたのはなぜか、という問いがあり、これに対して、従来の「公共の福祉」という表現は意味が曖昧で、分かりにくい、これを「公益及び公の秩序」と改正することで、曖昧さを解消し、憲法によって保障される基本的人権の制約は、人権相互の衝突の場合に限られるものではないことを明らかにした、との回答がある。

一見もっともらしい説明である。ここで近代人権思想の基礎となったフランス人権宣言(1789 年)を見てみよう。同 11 条では「思想及び意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。したがってすべての市民は自由に発言し、記述し、印刷することができる」(強調筆者)と謳っている。ただし、同条では「法律により規定された場合におけるこの自由の濫用については、責任を負わなければならない」とする。一方、2 年後のアメリ

カ合衆国憲法修正第 1 条(1791 年)は、「連邦議会は〔中略〕言論若しくは出版の自由を制限し、又は人民の平穩に集会する権利〔中略〕を縮減する法律を制定してはならない」とする。

日本国憲法には、人類が長年の闘争の末に築き上げてきた人権思想が流れ込んでいる。それは、97 条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことにできない永久の権利として信託されたものである」に端的に現れている。そして、フランス人権宣言 11 条が言うように、言論・出版の自由は「人の最も貴重な権利の一つ」なのだ。しかし、自民党改憲草案は、人権思想の長い歴史を切り捨て、「分かりやすさ」優先の夜郎自大な憲法を目指している。

問題は、憲法が「改正」されていない今でも、事実上の、あるいは立法による制限が広く行われていることだ。脱原発集会や戦争法案反対集会の参加者をチェックする公安たち、辺野古で座り込みをする市民を攻撃する海上保安官たち、そして、今年 3 月に古賀茂明さんが「報道ステーション」を降板した背景には官邸の圧力があつた。2013 年末に成立した特定秘密保護法は言論・出版の自由を規制する「立法改憲」とも言えるものだ。

さらに厄介なのは、言論の自由を盾にヘイトスピーチを垂れ流す人びとがいることだ。国連人権規約委員会では昨年 7 月、日本政府に規制を勧告したが、現政権下で規正法を作っているのか、それはかえって市民の首を絞めることになりはしないか——悩みは尽きない。

すでに外堀は埋められてしまった感があるのだが、本丸の憲法 21 条は生きている。ここを拠点に、皆で徹底的に考え抜こう。



## 事件への関わり方

竹園 公一郎（白水社編集部）

久し振りに事件に関わることになった。

今年1月にパリで起きたシャルリ・エブド襲撃事件——。表現の自由や諷刺の意味、イスラームの台頭など様々な問題を浮き彫りにした事件である。ただ、この事件についての本（『シャルリ・エブド事件を考える』）を出すことになって、思いがけず向き合うことになったのは記者時代の苦い記憶だった。

私は2005年から10年にかけて、時事通信の記者として事件取材や政治取材に携わった。とりわけ駆け出しの頃に出会った宇治学習塾小六女児殺害事件（05年12月10日発生）は今でも忘れられない。

会社が記者に求める第一は、他社が知らない「独自」記事を配信することである。大きな事件が起きたとき、一本でも二本でも独自を書けるかどうか、これがその記者のその後を決定することになる。

「独自を出すまでは戻ってくるな」。入社1年目、京都総局に赴任してすぐに起きたこの事件で、私もそうした事件記者の世界に投げ出された。ただ、運良く数日後、捜査幹部から決定的な独自情報を入手することができた。それは容疑者が女児を殺害するのに使った包丁の出所と動機に関する供述だった。

すぐに東京の社会部に連絡して、速報を流し、さらに一面トップ用記事を書いて「★独自」として配信した。その後もこの事件に関する記事を朝夕刊で書き続け、在京紙や各地の地方紙に連日掲載された。

記者には「事件好き」を公言する人間が多い。事件は「祭り」とも呼ばれ、現場は独特の異様な空気に包まれる（私が取材した大事件の現場はすべて「神明」という地名だった）。そうした雰囲気酔い、記事の反響にも気をよくして、これで自分もようやく記者になれたと思った。

そんなある日、捜査幹部への夜回りで得た情報が、これまでの自分の取材と矛盾するにもかかわらず、「他社も書くから書く」と上司に報告したところ、烈火のごとく怒鳴られた。

「お前はどこを向いて取材してるんだ。俺たちの仕事は人が亡くなって初めて成長させてもらう類のものなんだ。お前にできるのはこんな悲惨な事件が二度と起きないために何ができるか考えて書くことだけだ」……

今回のシャルリ・エブド事件では、日々の生活を規定している原理的な問題が前景化した。メディアでも、表現の自由や諷刺の意味が喧しく問われた。私自身、『シャルリ・エブド事件を考える』刊行前、ムハンマドの図版を載せるかどうか、載せないことがこの原理にいかなる含意を持つか、取材に答える機会があった（朝日新聞朝刊15年2月11日付）。

もちろん、こうした原理的な問題を俎上に載せるのはメディアが負っている大きな社会的責任である。そして、こうした問題に一定の理路を与えるのが重要なもの分かる。『シャルリ・エブド事件を考える』でもこの点に関してかなりの紙幅を割いた。

しかし、どこか釈然としない感情も残る。記者たちが言う通り、事件は現代社会ではそれこそ非日常の「祭り」であり、そこから紡ぎ出される寓話はそれが不条理であればあるほど人を引きつける（作田啓一『現実界の探偵』白水社）。他方、そうした浮かれた危うさの反面、そこには正視に耐えない怖くなるくらいの事実が厳然と横たわっている。

今回の仕事が事件への関わり方として正しかったのか。かつての上司なら私に何と云うか。はなはだ心許ない部分もあるが、一つの回答は出したつもりである。最後に事件がなければ成人していた女の子、そして襲撃事件の犠牲者の方のご冥福をあらためて祈りたい。



## 信仰と言論の自由

### 「知る権利」と「知らずにすむ権利」の間で

伍井 さゆり (医学書院労働組合)

シャルリ・エブド社襲撃事件を受け、教皇フランシスコは「神の名において人を殺すのは愚かしい」としつつも、「あらゆる宗教に尊厳があり、他人の信仰について侮辱したり、嘲笑したりすることはできない」との考えを示した。言論の自由は信仰に対する敬意があれば自制されてしかるべきものとし、「言論の自由は権利であり、また義務でもあるが、他人を傷つけることなく表出されなければならない」と論じた (AFP 通信より)。スキャンダルが続くカトリック教会のイメージアップのために中南米より初めて選出され、貧困層やマイノリティへのケアによって一般信者の圧倒的人気を集めるこの教皇は、いまや世界中から注目される存在だ。本稿では、冒頭の教皇のコメントを踏まえたうえで一カトリック信者 (ただしあまり真面目ではない) である筆者の私見を交え、信仰と言論の自由の「折り合い」について提案してみたい。

G・ガルシア＝マルケスの『百年の孤独』には、デモの鎮圧のために大企業が労働者およそ 2000 人を虐殺、貨物列車で運んで海に捨てるというエピソードが登場する。事件それ自体も衝撃的だが、背筋が凍るのは次の展開で、主人公が町に逃げ帰ってみると、虐殺もデモもまるでなかったことになっている。「嘘も大声で言えば真実になる」と作者は主人公に語らせるが、このような「秩序の回復・安定化」のための権威・因習・規範意識の装置としての宗教が、彼の作品には頻出する。「秩序の回復・安定化」は、個人の精神的救済と並んで宗教の存在意義の一つであるため、言論封鎖を引き起こしやすいのは当然といえば当然である。一方、信者の立場においては、現状が困難であればあるほど信仰に強力な救済を求め、それはときに「自分の信仰を掻き乱してほしくない権利」⇔困難な現実を知らず

にすむ権利」の主張という形で発露する。それが事実の追求を阻むことに繋がり、結果「秩序の回復・安定化」を強力に下支えしてしまう。

卑近かつ極端な例だが、教会で強いリーダーシップをもつ聖職者の醜聞が囁かれたとする。信者間では「聖職者といえども人間。とことん追求すべき」という意見と「神父様が罪を犯すはずがない。追求はするな」という意見とに大きく割れる。こうした事態は小さな宗教コミュニティの分断を静かにしかし確実に引き起こし、大きな打撃を与える。往々にして「真実を追求すべき」という立場の人間は過激な連中というレッテルを貼られるのがオチで、穏やかに事態を收拾したいという多数の暗黙の了解により、醜聞の決定的な事実が明るみに出るとは抑えられるだろう。

真実を知りそれを広く知らせることも、信仰を守るためにエポケー (判断を敢えて停止する) することも、どちらも人間的な心情だ。この構造は個々人が原発問題をはじめとする現代の諸問題に対峙する際の葛藤に通じるものがある。「知る権利・知らせる権利」を含む「言論の自由」が、こと信仰においては個々人の生き方にかかわる非常に繊細な問題であることがうかがわれる。

さて私自身は、不条理な宗教的因習による人権迫害には反対だが、宗教コミュニティが包含する背景や心情への考慮抜きに一方的に価値観を押しつけることは信仰をもつ人の気持ちに傷つけるだけだと考えている。しかし他方で、現代の信仰者には「知らずにすむ権利」がある程度は侵害されるリスクを承知し、意見を異にする相手の立ち位置を考慮する必要があるのではないだろうか。相互理解と信仰の尊重のしがらみのなかで議論できる環境を、マザーテレサよろしくまずは自分を中心に作る必要があると考える。



## 明日、あるいは今、どこかで

北林 岳彦（実教出版労働組合）

X年Y月Z日。

北アフリカにあるヤバニーヤ・アラブ共和国で武装イスラミスト集団が天然ガスプラントを襲撃。さらに近くの都市を制圧し、日本人を含む多くの外国人が拘束された。地中海に展開中のアメリカ海軍空母に救出の期待が寄せられたが、アメリカ政府は沿岸部の都市から民間機で米国籍の人間を退去させたのみ。他国民は自主避難を自己責任で行うよう通告された。国会での与党の説明は破綻した。

そこで日本政府は、これはテロとの戦争における集団的自衛の延長であると強弁し、紅海沿岸のジブチ基地から輸送機を内陸部へ急派し人質解放作戦を実施。しかし近代装備で武装したイスラミストに地对空ミサイルで攻撃、撃墜される。戦死者を出したうえに、人質への危害が増えられる事態になったが、官邸は特定秘密だとして報道管制を敷く。

この事件は、武装イスラミストと同盟関係にある ISIL をして、日本がアメリカ同様、中東地域での敵対勢力であると再認識させた。

シリア政府は国土の3割程度の支配で当面の満足を得て、反政府勢力地域への無差別攻撃を継続。国際社会も非難こそすれ、実効力ある調停も制裁も行わない。それに乗じ ISIL は支配を固定化、シリアの混乱を利益とする各国政府や企業と水面下で癒着していった。

そして、遂に ISIL に共鳴するマジニスタン人が丸の内のオフィス街や新幹線車内で自爆テロを敢行した。その惨状に日本の世論はイスラムフォビア（恐怖症）に染まり、外国人への露骨な攻撃・排斥が始まった。しかし政府は積極的にヘイトを沈静化させず、集団的自衛権行使の正当化に事件を利用するのだった。

ヨーロッパの都市でもヘイトとイスラミストが攻撃と対立を煽る。ユダヤ人やシナゴグへの攻撃もあり、イスラエル政府は「危険

なヨーロッパは住むに値しない、あなたがたの真の祖国はイスラエルだ」と移民奨励をキャンペーンし、現地ユダヤ社会の反発を買う。

そのイスラエルは、アメリカ由来ながら三菱重工はじめ日本企業のハイテク技術が結集した F35 戦闘爆撃機を実戦配備、遂にイランの原子力施設を先制攻撃する。共和党政権になったアメリカはイスラエルを擁護、米軍もペルシア湾に展開させる。日本は掃海艇派遣でそれに追随。中国とロシアは急速に同盟を強化、国連安保理は分裂し、国際的な調停力が急速に失われる。核戦争の危機が高まり、また南アジアから中央アジア、中東、そして北アフリカまで、破壊された国家の残骸が延々と続く世界が現出しようとしていた。

F35 はガザ地区への攻撃にも投入、さらに安倍政権が推進したイスラエルとの軍事技術協力の成果が占領支配に使われる。パレスチナ人たちの日本への失望は高まる。イスラム圏の反日感情も昂じ、ニホンジンが出ていけ！ の声が世界に満ちた。遂に中央アジアで活動していた日本 NGO のスタッフが殺される。

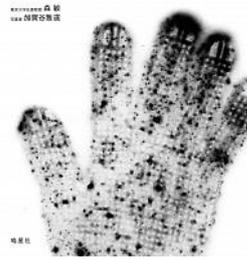
折も折、トルコ北部で大地震が発生、日本製原子力プラントが危機的事態に陥る。日本がその近代化の抱える諸問題を糊塗隠ぺいしながら、嘘で飾り立て、また世界文化遺産として祭り上げながら、諸外国に対しては何をしてきたか、世界は端的に悟る。

そんな壊れていく世界で、壊された国から人びとが漁船やボートに鈴なりになって、続々と脱出し北を目指す。仮にたどり着けたとしても、そこは新自由主義経済が人間を貪っている場所だ。

世界を壊しているのは誰か、こんな世界を我々は望んだのか。否、ここから引き返すチャンスがあるなら今しかないのではないかと？

## 放射線像

放射線を可視化する



放射線に色やにおいがあつたら…原発事故後の対応も変わったのではないか。

ふつう放射線は見えない。だがこの本は可視化してみせる。オートラジオグラフィという手法で撮影すると、放射能の分布が白黒の像でうかびあがる。黒く写った部分ほど、より強く放射能汚染を受けている。放射性物質が外部に付着しているのか、内部が汚染されているのかなども判別可能である。

掲載されているのは、たとえば、福島県飯舘村のきのこ、ブラックバス、浪江町のヘビ、鯉、はさみ、お賽銭、茨城県ひたちなか市の杉の葉、東京都文京区の窓枠とベランダの埃など。すべての放射線像に、採取地と採取時期、サンプルの実物写真、解説がついている。

## 『放射線像—放射能を可視化する』

森 敏・加賀谷 雅道 2015年2月 1800円+税 皓星社

表紙は、飯舘村長泥で2013年10月にサンプリングした「軍手」で、放射線量は1500cpm（1分間あたりの放射線の数）である。

放射能汚染を視覚的な記録で残したいと試行錯誤した写真家の加賀谷氏が、東大農学部  
の森名誉教授と共に、サンプルを集め撮像を重ねたなかから選りすぐりを取めた記録集。

森氏が「妖に美し」と書いているが、画像は奇妙に美しく、自然界に放射線が在る理由  
って何だろうと考えてしまった。ともかく視覚的な訴えはインパクトがある。こんなふう  
に汚染の度合いが分かれば、避難すべきか、  
食べていいか、収束しているかどうかなど、  
判断はしやすくなっただろう。一方で、考える。  
もし身のまわりの放射線が見えて、汚染  
されていることをたえず意識させられたら、  
人の神経はもつのだろうか。（松永彩子）

### 📖 編集後記 📖

これまで自由は、いくらかの例外を別にすれば、日本に暮らす人々の多くにとって、すでに絶えずそこにあるもので、水や空気と同じように、特に気に留める必要もないものでした。もっとも、その際、たとえば身の回りの自由と政治的社会的なそれとを、意識的あるいは無意識のうちに分けて考える場合もあったのではないのでしょうか。あえて言えば、政治的社会的な自由には敏感でも身近なこととなると無頓着となり、逆に身の回りのことにはこだわりますが、社会的な関わりという面はさしあたり無縁のものとして斥けてしまうという、それぞれの傾きがあったのではないのでしょうか。けれども自由に価値の軽重や上下など質的な違いがあるわけではなく、ひとつながりの自由か不自由かがあるだけです。ヘイトスピーチを待たずともなく、異論への許容範囲が急速に狭まりつつある今日、自由は、あらゆる場面で多くの人々に支えられることを痛切に求めていると思います。そのためにも、「自由」という権利（福澤に倣って「権理」と記したいところですが）の過去・現在・未来、そしてその構造や現代的意味について、あらためて思いを馳せる時だと考えています。

## もう、どうでもいいや

横田 清美（福島県自然保護協会理事）

僕は福島県郡山市で妻と娘2人の4人暮らしをしています。仕事は自然観察の指導講師をしています。休日は畑仕事をし、自給自足の生活を目指してきましたが、原発事故後は人生が狂ってしまいました。

原発事故後、自然観察の仕事は激減、畑は使えなくなりました。我が家には薪ストーブがありますが、木灰から高濃度の放射性物質が検出されたため使えません。僕は近くの山の不用になった木を薪として使っていました。県は市販の薪を買えばと言いますが、市販の薪は高価で買えません。百万円した薪ストーブは部屋の飾り物になっています。

我が家の除染はまだです。庭にはフキノトウなどの山菜がでますが原発事故後は食べていません。市役所で食品放射能検査はできますが、20ベクレル以下は不検出という大雑把な測定なので、1ベクレルでも食べたくない僕にとっては役に立たない検査です。周囲からは「そんなに怖がって」と笑われますが、僕としては放射性物質を少しでも体に入れるのが不愉快なのです。

実家のおふくろが時々畑でとれた野菜をくれます。実家は薪風呂を使っており、木灰を肥料として畑にまいています。実家には県から何の指導もなかったのも、おふくろは原発事故後も木灰を畑にまいてしまいました。その畑でとれる野菜は放射能で若干汚染されていますが、もらってあげないとおふくろが悲しい顔をします。汗水たらして息子のために作ってくれた野菜、それを放射能で汚れているからいらぬとはどうしても言えません。おふくろが作った野菜は捨てることができず、仕方なく僕1人で我慢して食べています。

今日、庭に植えた実のなる木40本をすべて自分の手で切り倒しました。実がなくても幼い娘たちに食べさせられないからです。食料を自給できなくなったので食費が激増し、生活が苦しくなってきました。政府は移住費用を補償してくれないので移住できません。夫婦喧嘩が絶えなくなり夫婦仲は冷え切ってしまいました。この先どうなることやら。もう、どうでもいいや。



火山達の警告